

No.	質問の あった日	質問	回答
新校への転校について			
1	1月7日	資料12ページ目「区立学校への入学希望があれば、現通学区域の指定校へ入学する」という文章は、どのような意味でしょうか。	これは、他自治体から入居された場合に入学する学校についてのご案内であり、令和5年度内の入居であればまだ通学区域を変更していないため、晴海フラッグに入居された方は現通学区域の学校に入学していただくことになります。
2	1月7日	現在月島第三小学校に在籍中で令和6年4月の時点で晴海西小学校の通学区域に転居する場合、そのまま月島第三小学校に在籍することができますか。	現在月島第三小学校に在籍中で令和6年4月の時点で晴海西小学校の通学区域に在住の方は、資料10ページにある「現在在籍中の児童・生徒」にある考え方のお通り、基本的には新校に転校していただきます。指定校変更は可能ですが、月島第三小学校の児童数によっては、指定校変更を認めることができない場合があります。一方で、教育委員会としても6年生にはできるだけ残っていただけるように対応したいという気持ちは十分でございます。月島第三小学校に残りたいという方がどの程度いらっしゃるかが一つの条件になります。
3	1月7日	月島第三小学校に残ることができるかどうかの対応は、いつわかりますか。	晴海西小学校への転校意向を令和4年度にお伺いし、その時点で一度月島第三小学校の教室確保が可能かどうか判断させていただきます。令和4年度時点で月島第三小学校に残ることを希望する方が多く教室不足が想定される場合は、令和5年度の抽選実施等を検討していくことになります。令和4年度時点では皆様が新校への転校を考えていた場合でも、令和5年度の指定校変更の手続きを行ったときに当初の意向を変える方が多くなった際には、令和5年度時点に対応を変更する可能性もあります。最終的な対応については、令和5年度に指定校変更の手続きを行う人数によることになります。
4	1月7日	指定校変更の手続きはいつ頃行いますか。	通常、指定校変更の手続きは9月頃に行いますが、現在のところ晴海西小学校・晴海西中学校の開校に伴う令和5年度の在籍児童・生徒に関する指定校変更の手続きは1学期中の実施を検討しておりますので、決まり次第スケジュールをお示ししたいと考えております。
5	1月7日	指定校変更により月島第三小学校に在籍し、令和6年度以降に晴海西小学校の通学区域に転居する場合も、転校になりますか。	何らかの理由で指定校変更により月島第三小学校に在籍している場合は、卒業まで月島第三小学校に通うことができます。ただし、教室確保の状況によっては対応できない可能性があります。 (注:説明会での回答と異なります。)
6	1月7日	晴海西中学校の通学区域に在住している場合は、自由選択制で晴海中学校以外の中学校に入学したときも晴海西中学校に転校することができますか。	中学校についても基本的に転校していただきますが、月島第三小学校ほど教室確保が難しいこともあり、指定校変更の手続きをしていただければ大体の方には残っていただくと考えております。また、自由選択制で各中学校に入学された方には、令和6年度以降も当該校にそのまま通学していただきたく考えております。
7	1月8日	晴海西小学校・中学校に転校するかどうかの最終判断はいつの時期になりますか。	最終判断の時期については、令和5年度に指定校変更の手続きがありますので、そのときに判断していただきたいと考えています。
新校の教育環境について			
1	1月7日	晴海三・四・五丁目の方が全員転校した場合、現在の月島第三小学校の1年生(注:令和6年度4年生)は、何クラスになりますか。	令和3年度の1年生は令和6年度に4年生ですが、5学級になると推計しております。
2	1月8日	勝どき東地区から晴海西小学校・晴海西中学校までの通学路が決まっていたら教えてください。	勝どき東地区から晴海五丁目に向かうところに橋ができますので、その橋を使っていただくことを考えております。
3	1月8日	月島第三小学校と晴海西小学校、晴海中学校と晴海西中学校でそれぞれ行事の日程が被らないよう配慮をお願いします。	行事についてはこれから検討いたしますので、いただいたご意見も参考にしながら考えてまいります。行事の日程は基本的に校長の判断になりますので、行事日程の配慮について教育委員会からも話をさせていただきます。新年度から学校行事はスタートするため、令和5年度中には計画を組み立てていくことになりますので、そのなかで検討してまいります。

No.	質問の あった日	質問	回答
4	1月8日	晴海西小学校・晴海西中学校がどのような学校になるのか、子どもの意向を決めるにあたり判断材料になるものを教えてください【ハード】。	晴海西小学校は30学級、晴海西中学校は15学級規模の学校になります。本区のなかで小・中学校が一つになっている学校では佃島小学校・佃中学校の形態が例になります。佃島小学校・佃中学校では体育館や図書館がそれぞれにある一方、校庭は一体的な利用をしております。晴海西小学校・晴海西中学校では、図書館や体育館についてはそれぞれを合体した大きなスペースを持たせているということ、完全に分離するのではなく一つの建物をこちら側が小学校のエリア、こちら側が中学校のエリアというようにエリアに分けているので、それぞれが交流できる環境になってくることが特色になります。区内の他の小・中学校との違いではそのようなところ です。
5	1月8日	晴海西小学校・晴海西中学校がどのような学校になるのか、子どもの意向を決めるにあたり判断材料になるものを教えてください【ソフト】。	教育内容では、基本的な算数の少人数指導や特別教室の設置等、区内他校で実施していることに関しては、すべて晴海西小学校・晴海西中学校でも同様に行います。教育内容では、他校と遜色が出ないように実施することになります。一方で、No.4の回答のとおり、小学校から中学校の接続に関する一体的な運用はありますので、現在は検討段階ですが、9年間を見通した教育活動は晴海西小学校・晴海西中学校の特色の一つにはなってくるかと捉えているところです。教育内容について、詳細は入学する児童・生徒の数にもよりますが、検討を進めてまいりたいと考えています。
6	1月8日	晴海西小学校に特別支援教室は設置されますか。	特別支援教室は区内の全小中学校に設置しているものなので晴海西小学校にも設置いたします。
7	1月8日	晴海西小学校に特別支援学級は設置されますか。	特別支援学級を設置するかについては、現状の区内におけるニーズ把握を含め、これから検討していく段階です。規模がかなり大きな学校になりますので、学校内のスペースの活用に関しては、特別支援学級の設置も含めて検討しております。実際に設置するかどうかについては、特別支援学級に入る児童の人数の推移を見守りながらになりますので、令和4年度の就学相談を含めて、月島地域の児童、月島第二小学校のひだまり学級に通っている児童の人数を含めて最終的に決定していくかと存じますので、令和4年度より先の決定になると考えております。実際に設置する場合には、施設や教員の配置をしなければいけないため、遺漏なく進めてまいります。
8	1月8日	晴海東小学校(仮称)についてはどの程度検討がされていますか。	現在、学校用地として晴海西小学校・晴海西中学校の分とあわせて晴海東小学校(仮称)を想定した用地の獲得まではしていません。晴海フラッグに入居する方を1万2千人と見ておりまして、小学校1つでは足りないのではないかと見込みを立てております。一方で、まだどなたも入居していない状況ですので、他の地域の推計方法を取り入れながら一定程度推計しているものの、どの程度のペースで人口が増加していくかということの正確な推計が非常に難しい状況にあります。足りなくなることを見込んで用地の確保はしていますが、開校の予定時期は未定です。

No.	質問の あった日	質問	回答
月島第三小学校の教育環境について			
1	1月8日	令和5年度月島第三小学校の一部学年で1学級の人数に他校と差ができるにあたり、どのような対応を考えていますか。教育活動や教育内容に差が生じることはありませんか。	1学級の人数の上限を40人から35人にするという法律改正がなされましたが、経過措置期間が設けられており、その範囲のなかで一部学年を40人を上限にこれまでと同様の人数で対応するものです。これに関して他校と数字上の差はあるかと存じます。ただし、各学校においても教育委員会でも、学校運営において児童に必要な教育活動や教育内容を実施していくなかで、基本的なところは変わりはないと考えております。そのなかで実際の教育上の差が生まれないような努力をしております。 1学級の人数は他校よりも増えることとなりますが、必要に応じて人員が配置できるところに関しては人員を配置することで、教育内容について、35人学級であっても40人学級であっても同様に指導できるようにいたします。一方で、人員を配置することによって場所が狭くなる場合に安全管理上配置が必要なのかということもございます。教育活動を行うのは学校ですので、校長や学校の先生と連携してご相談しながら、人員として補助員等を配置する配慮が必要なのか、教育内容として例えば時間的な配慮が必要なのか等、どういった支援・配慮が必要かを確認し、対応を進めていきたいと考えております。
2	1月8日	1学級の人数を基にして学習指導補助員を配置することはできませんか。	学習指導補助員は、児童がどのような形で学習に取り組んでいるかや、どのような困難さを持っているか、例えば散漫になって落ち着かない児童もおりますし、障害を抱えていて勉強が難しい部分がある児童もおりますので、そのようなことを加味しながら配置をしております。資料の「必要に応じて」という意味は、児童の様態を観察し、校長先生ともご相談しながらどのように教育活動を進めていくと一番良いのかを考えながらということですので。各学校1学級の人数は違いますし、多い学級に対してこの人数だからこのように配置するという考えではなく、児童一人ひとりの学習の様子や生活の様子を確認しながら、必要なところに確実に支援の手を差し伸べていくよう進めていきたいと考えています。学習にあたり手が入りすぎることによって児童の主体的に学習したいという気持ちが阻害されてしまうということも、学習指導補助員を配置しすぎることでも起きますので、児童の様子で何が良いのかの確認や、必要なところに手を差し伸べることについて、月島第三小学校に関しては重点的に見ながら進めていきたいと考えております。
その他			
1	1月7日	必要な情報を早く提供するようお願いいたします。	晴海フラッグを含めた新しい街がどのようなかわからないこともあり、教育委員会として対応に苦慮することが多いところではあります。教育委員会で決定したことや、わかってきた情報に関しては、できるだけ早くホームページ等で情報提供していきたいと考えております。保護者の皆様がどういった判断ができるかの材料になり得るものはできるだけ早く提供できるようにしてまいります。
2	1月8日	1学級の人数は、保護者として学校を選ぶ選択基準の一つになると思いますが、そういった数字を出していただくことはできませんか。	1学級の児童の人数はお知らせすることができます(注:「区のおしらせ」で毎年度各学年の児童数と学級数をお知らせしております)。学級単位で都から正規教員の配置がありますが、各学級の運営をし、学習指導要領上必要な教育課程を伝えていくということは学校の務めですので、それにあたり支障がないよう対応してまいります。

※晴海西小学校(仮称)・晴海西中学校(仮称)の「(仮称)」については、記載をすべて省略しました。